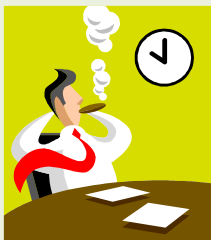


職場の受動喫煙防止措置が努力義務に！！

平成27年6月1日施行(平成26年6月25日公布)



労働者の受動喫煙を防止するため、**事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置**を講じることが必要です。(労働安全衛生法第68条の2)

例として

全面禁煙

建物内を常に禁煙とすることです。すべての人を受動喫煙から守る確実に簡単な方法です。コストもかからず、喫煙室を清掃する手間も省くことができます。

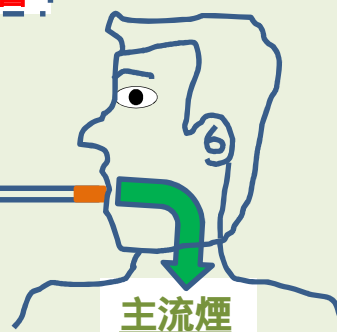
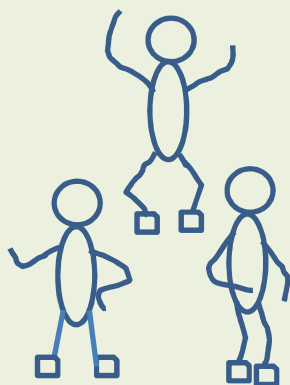
空間分煙

喫煙室や屋外喫煙所(閉鎖系)でのみ喫煙を認め、喫煙室や屋外喫煙所(閉鎖系)以外の場所を禁煙とすることです。喫煙室外へ、たばこ煙の漏れを防ぐため、喫煙室の出入口を開放した状態で0.2m/s以上の吸い込み気流を確保する。
(助成金制度有り、裏面参照)

たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置

喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m³以下、又は必要換気量が70.3 × (席数) m³/h以上を確保する。
(助成金制度有り、裏面参照)

受動喫煙が労働者に及ぼす影響



たばこの先から出る

副流煙

目に見えない煙でも害はあり、あっという間に簡単に広がります。

主流煙よりも

- ニコチン **2.8倍**
- タール **3.4倍**
- 一酸化炭素 **4.7倍**

副流煙には、発がん性のある化学物質ベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれる。

主流煙

喫煙者が吸い込む煙

受動喫煙による死亡者数の推計

- 受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡者数は、年間 **約6,800人**。
- そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは**約3,600人**。

厚生労働省の研究班 平成22年厚生労働科学研究費補助金
「今後のたばこ対策の推進に関する研究」より

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内 宮崎県内の事業場助成金活用事例



措置前

喫煙室設置後
(喫煙コーナーがあった屋内スペースに喫煙室を設置)



天井埋込型空調設備

天井埋込型換気口

片引き戸

喫煙室内のたばこの煙は換気設備で屋外排気

ストレートシロッコファン



天井埋込型排気口

排気ダクト

喫煙室以外の場所を禁煙にしていること
について周知する掲示(交付申請に必要な書類)



喫煙室作って分煙したいけど、
工事費が高くて、とてもじゃ
ないけどできないなあ...



対策にかかる費用の1/2
(最大200万円)を国が助成します!

対象となる事業主：すべての中小企業事業主

業種		常時雇用する労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例：協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

助成の
対象措置

- (1) 一定の基準を満たす喫煙室の設置・改修(すべての業種の事業場)
喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/s以上
- (2) 一定の基準を満たす屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修(すべての業種の事業場)
喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
- (3) 一定の基準を満たす換気装置の設置など(宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)
喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m³以下、または必要換気量が70.3 × (席数) m³/h以上

【お問合せ・相談・申請先】宮崎労働局労働基準部健康安全課 0985-38-8835

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階

受動喫煙防止対策助成金に関する厚生労働省のホームページ(「厚生労働省」「受動喫煙」で検索!)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

